第百三十六条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

第百三十七条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

第百三十七条第五項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

第百三十九条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯

第百三十九条の二第二項中「及び法第75条の２第１項」を「並びに法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯若しくは法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改め、同条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯

第百三十八条の三第二項中「及び法第75条の２第１項」を「並びに法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯若しくは法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改め、同条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

第百四十条第六項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「灯火又は」を「可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又は」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯

第百四十四条第二項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている停止表示器材、法第75条の３第１項」に改める。

第百四十五条の二第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置

第百四十六条第六項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

第百四十六条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

第百五十一条第二項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計、法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改める。

第百六十八条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

第百六十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

第百七十条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置

第百七十一条の二第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第百七十七条第五項第三号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「備える電気装置」を「備えるもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「備える電気装置」を「備えるもの」に「備えられた電気装置」を「備えられた感電防止装置」に「有する電気装置」を「有する感電防止装置」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている原動機用蓄電池と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池　第３項第11号及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

第百七十七条第五項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている感電防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置　第３項第１号から第10号まで及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準

第明治三十五種郵便物認可